

## 生駒市みどりの基金



生駒市は、緑豊かな自然に恵まれた住宅都市であり、その自然を適切に保全し、また保全に頼るだけでなく、緑化などにより新たな緑を創造し、花や緑であふれ、身近に自然とふれあえる心地よい生駒づくりを推進することが重要です。

そのためには、多くの市民や事業者の皆様方の緑の都市環境の保全や創造に関するまちづくりへの取り組みが必要となってきます。

この度、これらの取り組みに対し、積極的に支援し、市民、事業者、行政の協働により花と緑と自然の先端都市・生駒を実現するため「生駒市みどりの基金」を創設しました。

平成19年度では、「生垣助成制度」の創設する予定で、今後は、さらに、この基金を使って様々な緑に関する事業を進めたいと考えており、広く市民・事業者の皆様方のご支援とご寄付をお願いするとともに、市民一人一人の緑に関する活動に積極的なご参加をお願い致します。



### 基金事業（案）

#### 緑の環境づくり支援事業の実施（案）

##### ○緑の創造に関する支援制度

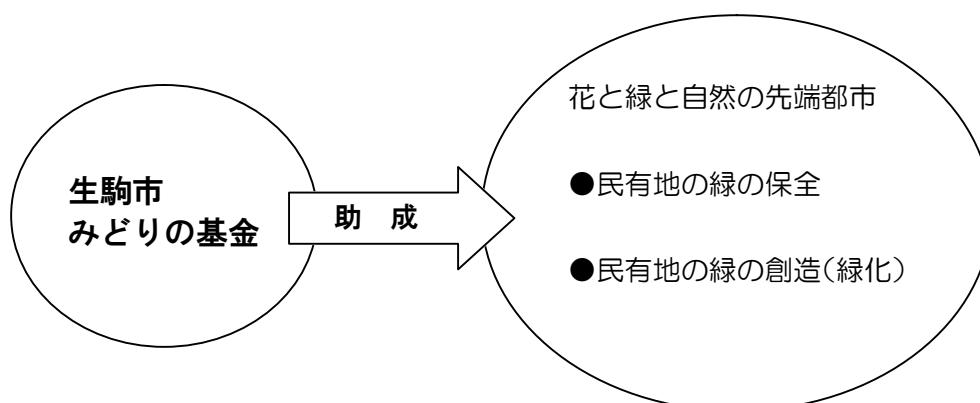
1. 生垣助成制度
2. 花と緑のわがまちづくり助成制度（花苗交付制度の改正）
3. 花と緑の景観まちづくりコンテスト（花と緑のまちづくりコンテストの改正）

##### ○緑の保全に関する支援制度

4. 市民の森制度
5. 保護樹木・保護樹林制度の拡充
6. 歴史の森制度
7. 樹林、棚田バンク制度

##### ○市民まちづくり支援事業

8. 市民（アイデアによる）まちづくり支援制度



### 寄附の方法

基金にご賛同いただき、ご寄附をいただける方は、生駒市公園緑地課までご連絡下さい。

(0743-74-1111内線584)

「基金申込書」「納付書」を送付させていただきますので、指定の金融機関にお納め下さい。

なお、納入後の「納付書」は、領収書となり確定申告の際に必要となりますので大切に保管下さい。

### 税制上の優遇措置

生駒市みどりの基金への寄附金には次のような税の優遇措置があります。

- ・ 法人の場合・・・確定申告により寄附した金額を一般寄附とは別に全額損金算入することが出来る。(法人税法第37条第3項第1号)
- ・ 個人の場合・・・確定申告により所得税法上の寄附金控除を受けることが出来る。
  - 1 寄附金額－5000円＝寄附金控除額
  - 2 所得金額×0.3－5000円＝寄附金控除額
  - 1か2のいずれか低い金額の適用(所得税法第78条第1項、第2項)
- ・ 相続の場合・・・相続の日から6か月以内の寄附は、非課税財産として取り扱われる。(租税特別措置法第70条第1項)

### 感謝状の贈呈

10万円以上ご寄附いただいた方には、生駒市長より感謝状を贈呈させていただきます。

